

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	B Dash Ventures株式会社 代表取締役社長 渡邊 洋行
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号
【報告義務発生日】	2025年7月24日
【提出日】	2025年7月31日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	フラ－株式会社
証券コード	5583
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロ－ス市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	B Dash Ventures株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2011年6月20日
代表者氏名	渡邊 洋行
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	ベンチャーキャピタル事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	B Dash Ventures株式会社 代表取締役社長 渡邊 洋行
電話番号	03-6441-3715

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			146,630
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 146,630
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		146,630
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年7月24日現在)	V	1,635,520
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		8.97
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、B Dash Fund4号投資事業有限責任組合の無限責任組合員として保有する株券等の数であります。

B Dash Fund4号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である提出者は、令和7年6月6日付で、株式会社SBI証券に対して下記の内容の確約書を提出しております。

B Dash Fund4号投資事業有限責任組合（以下「当組合」という。）は、フラ－株式会社（以下「発行会社」という。）普通株式に関する新株引受契約及び株式売出引受契約の締結日に始まり、発行会社普通株式が株式会社東京証券取引所グロ－市場（以下「本件市場」という。）へ上場された日より起算して90日を経過するまでの期間中（以下「処分制限期間」という。）は、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾が得られた場合を除き、当組合保有株式等について譲渡、移転、担保権の設定、貸借、売付、これらに係る契約の締結、デリバティブ取引（取引の決済が発行会社の普通株式又は他の種類の株式（以下「本件株式」という。）その他の証券の交付、金銭又はその他の方法でなされるかを問わない。）及びその他の処分（他社への移管出庫を含む。以下同じ。）、本件株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は本件株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行、募集、当組合の指示により行為する法人又は個人に上記行為を行わせること、並びにこれらの行為を行う意図があることを発表又は公表することを行わないこと（以下「処分制限」という。）を表明し、確約する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

(1)会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求による発行会社株式の売却又は譲渡、(2)売却価格が本件株式の本件市場への上場にあたり作成された有価証券届出書及び当該有価証券届出書の訂正届出書（以下「届出書」という。）に定める発行価格（処分制限期間中に発行会社が株式分割を実施した場合は株式分割考慮後の価格）の1.5倍以上であって（ただし、当該売却価格が立会外取引による場合には、当該売却に係る支払手数料またはこれに相当する対価を控除した売却価格が、届出書に定める売出価格の1.5倍以上であることを要する。）、株式会社SBI証券を通して本件市場またはToSTNeT市場で売却する場合。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	303,188
上記（Y）の内訳	B Dash Fund4号投資事業有限責任組合 組合員からの出資金により14,663株を取得 株式分割により131,967株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	303,188

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		